

閲覧用

大泉町

国土強靭化地域計画

(素案)

令和3年10月

大泉町

目 次

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 本町の概況

1 地勢・人口等	6
2 過去の災害	9

第3章 強靭化の基本的な考え方

1 基本目標	12
2 事前に備えるべき目標	12

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	14
2 対象とする自然災害の設定	15
3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	17
4 施策分野の設定	19
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策の分析及び評価	19

第5章 強靭化の推進方針

1 施策ごとの推進方針	22
2 施策の重点化	22
3 重要業績指標（ＫＰＩ）の設定	23

第6章 計画の推進及び進捗管理

1 他の計画等の見直し	26
2 進捗管理	26

資料編 「脆弱性評価結果」・「施策の推進方針」	27
-------------------------	----

第 1 章

はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模な自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」）」を制定し、平成26年には、基本法に基づき、「国土強靭化基本計画（以下「国基本計画」）」を策定しました。それを受け、群馬県においても、国基本計画との調和を保ちながら、平成29年に「群馬県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」）」を策定しており、本町においても、令和元年東日本台風により多数の家屋等に被害が発生したことを踏まえて、災害に強いまちづくりの推進が必要となっています。

そこで、今後本町が自然災害等に備え、強くしなやかなまちづくりに総合的に取り組んでいくための計画として「大泉町国土強靭化地域計画」を策定します。

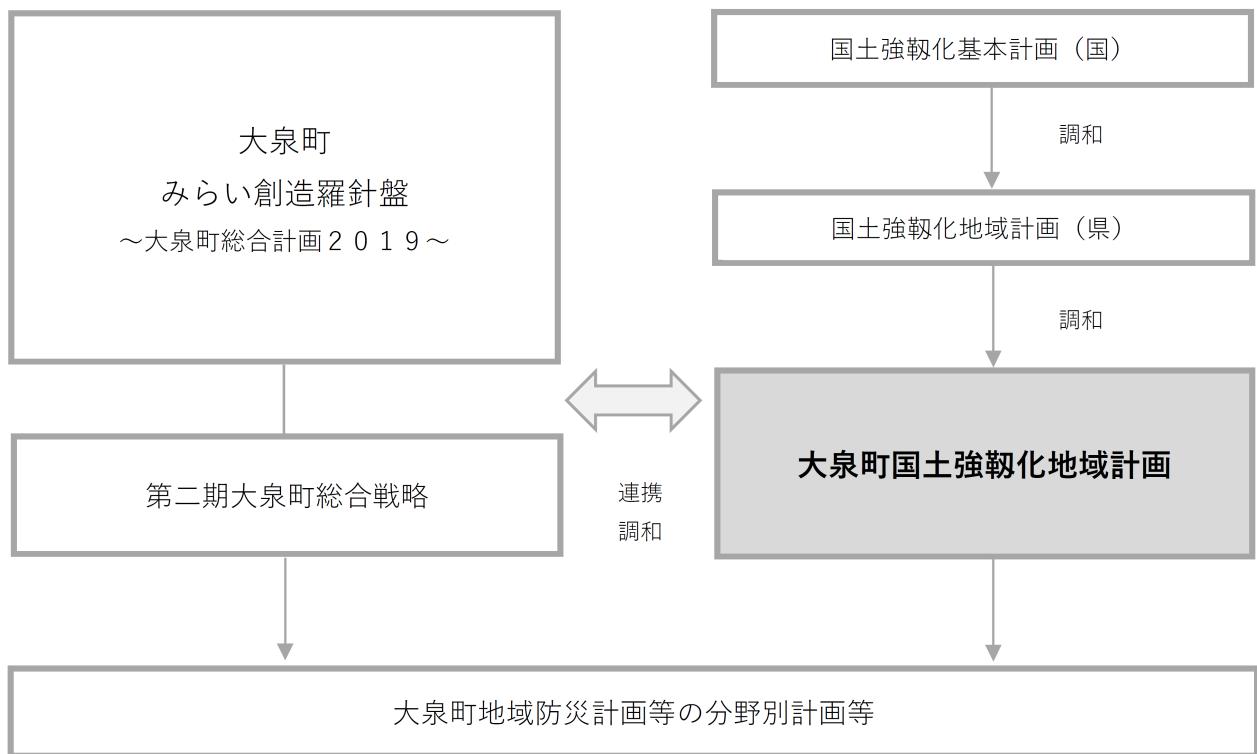
2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく、国基本計画及び県地域計画との調和を図り、本町における強靭化に関する施策を推進するうえでの指針となる計画です。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度を始期とし、国基本計画及び県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靭化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

■国土強靭化地域計画と関連計画の位置づけ



第 2 章

本町の概況

第2章 本町の概況

1 地勢・人口等

(1) 地勢

本町は、群馬県の東南に位置し、東は邑楽町と千代田町、北西は太田市、南は利根川を挟んで埼玉県との県境になっており、埼玉県熊谷市に隣接しています。

高速自動車道路は、太田市は北関東自動車道、館林市には東北自動車道が通っており、太田市と館林市にある各々のインターチェンジからアクセスできる立地となっています。

鉄道は館林市及び太田市で東武伊勢崎線に接続する東武小泉線が通っており、町内には東武小泉線の西小泉駅、小泉町駅、東小泉駅の3つの駅があります。

■本町の位置図



(2) 沿革

本町は、昭和32年に小泉町と大川村との合併によって誕生しました。

それに先立つ昭和16年の太田・小泉飛行場の完成、翌年の中島飛行機小泉製作所の開所を機に、広大な飛行場敷地を有する「ものづくりの町」として発展する土壤が培われました。

戦後、米軍のキャンプドルウ^(注1)となった敷地が昭和34年に返還され、昭和35年に「首都圏市街地開発区域」の指定を受けたことにより、工場誘致や市街地整備が進みました。以来、電機機器・輸送機器等を中心に多数の優良企業が進出し、工業都市として堅調な発展を遂げています。

(注1) 戦後、中島飛行機製作所の小泉製作所跡が米軍に接収され、置かれた基地のこと。

(3) 地理的特性

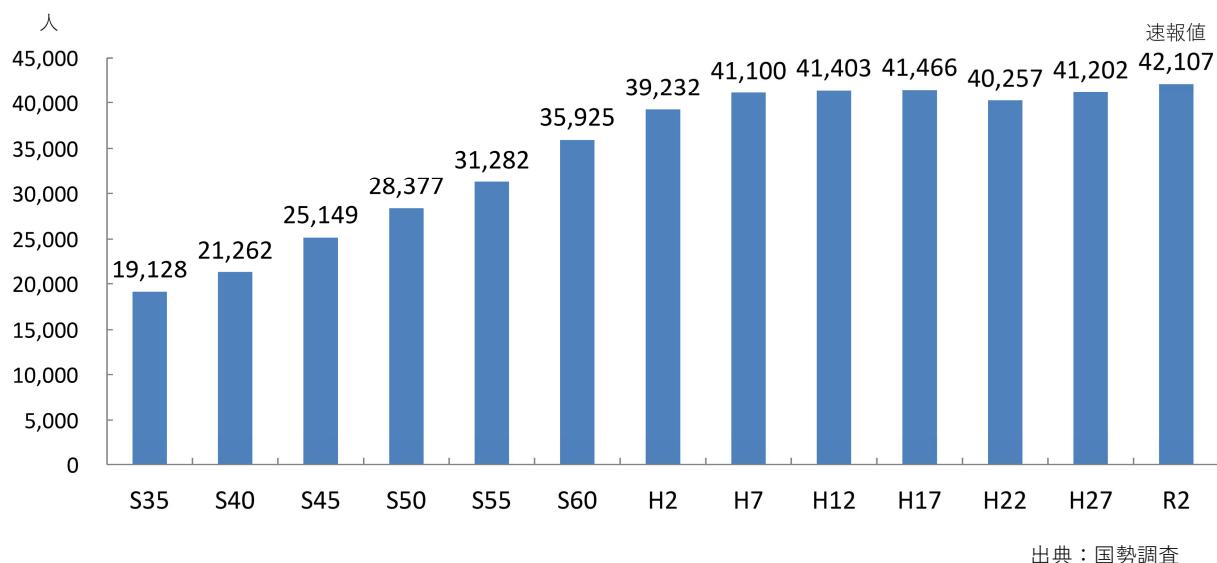
本町は、冬季に群馬県特有の季節風が吹きますが、降雪量は少なく、年間を通して晴天の日が多いなど、住みやすい土地となっています。

地形については、町域北部から南部にかけてわずかに傾斜する比較的平坦な土地となっています。

(4) 人口動向

本町の人口は、昭和40年に2万人を、昭和55年に3万人を、平成7年に4万人を超えており、堅調に増加してきており、令和2年においても4万人以上を維持しています。

■総人口の推移



(5) 産業

本町には、戦前から軍需都市として栄えてきた歴史があります。昭和35年に「首都圏都市開発区域」の指定を受けてからは、国内有数の大企業が進出し、電機機器や輸送機器を中心とした産業集積が進み、「ものづくりの町」として発展してきました。

企業誘致や工業団地の造成等を経て、医療用機器や食料品等の様々な分野で活躍する優良企業が進出し、現在も、北関東屈指の工業都市となっています。

また、生産活動を担う中心となる「生産年齢人口」の割合が、県内で最も高いことも本町の特色として挙げられます。

2 過去の災害

昭和22年9月のカスリーン台風では、大雨、河川の越水等による被害が発生しました。

平成23年3月の東日本大震災では、震度5強を記録し、被害が発生しました。

平成26年2月の大雪によって、被害が発生しました。

令和元年10月の令和元年東日本台風では、河川の越水等による、被害が発生しました。

■過去の主な災害

原因	発生年月日	主な被害
カスリーン台風	昭和22年9月14日～15日	半壊：1棟 床上浸水：154棟 床下浸水：348棟
伊勢湾台風	昭和34年9月26日～27日	全壊：11棟 半壊：3棟
台風4号	昭和41年6月28日	床上浸水：14棟 床下浸水：250棟
台風26号	昭和41年9月25日	全壊：3棟 半壊：93棟 床上浸水：2棟 床下浸水：20棟
東日本大震災	平成23年3月11日	半壊：2棟 一部損壊：1, 122棟
大雪	平成26年2月14日～15日	一部損壊：2棟
令和元年東日本台風	令和元年10月12日～13日	半壊：50棟 床上浸水：2棟 一部破損：14棟 床下浸水：50棟

第 3 章

強 鞣 化 の 基 本 的 な 考 え 方

第3章 強靭化の基本的な考え方

本町の強靭化を推進するにあたり、基本法、国基本計画及び県地域計画を踏まえた「基本目標」と、それを達成するための「事前に備えるべき目標」をそれぞれ設定します。

1 基本目標

本計画の基本目標は、以下の4つとします。いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標は、以下の7つとします。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーン^(注2)を含む）を機能不全に陥らせない
- (5) 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(注2) 製品を作る最初の段階から作った製品が消費者に届くまでの一連の流れのこと。

第 4 章

脆 弱 性 評 価

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画及び県地域計画では、基本法17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」）の結果を踏まえ、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定は、次の手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定します。

■脆弱性評価の手順

① 「対象とする自然災害」の設定 P15・P16



② 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定 P17・P18



③ 「施策分野」の設定 P19



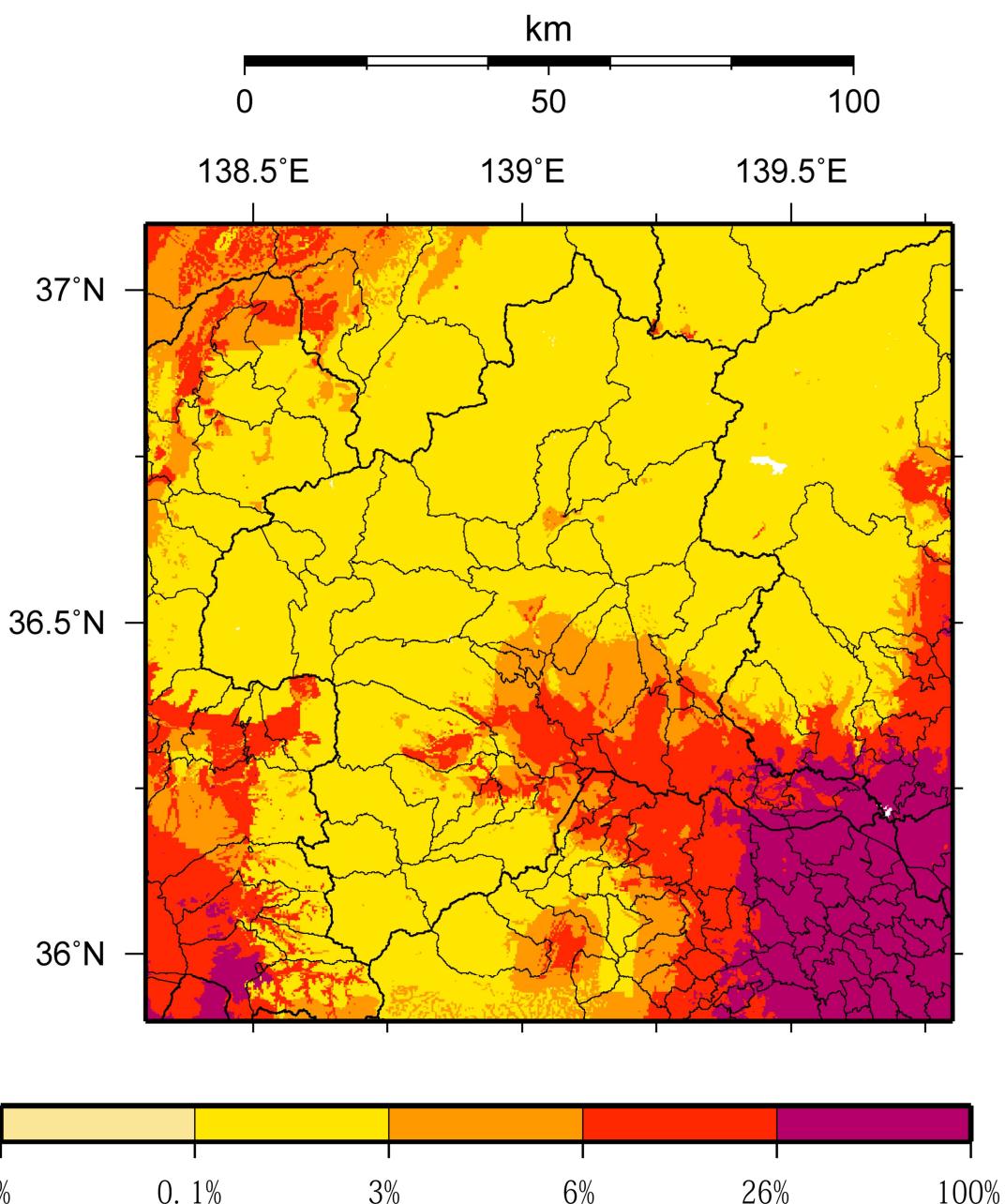
④ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の分析及び評価 P19

2 対象とする自然災害の設定

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しています。本町においても、「大規模自然災害全般」を対象に設定することとします。

■本町で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類	想定する規模等	
大規模地震	M 7～8程度、最大震度6強を想定。 建物被害、火災、死傷者が多数発生。 ※全国地震予測地図2020年版（P16）	
台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的大雨等による大規模水害を想定。 例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生。
	暴風災害	台風や竜巻、突風等、大規模暴風災害を想定。 例えば、強風による倒木や電柱倒壊等による人的・物的被害が発生。
暴風雪・大雪	記録的大暴風雪や大雪等による大雪災害を想定。 例えば、家屋の倒壊、交通事故等による人的・物的被害が発生。	
火山噴火	常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火を想定。例えば、降灰による人的・物的被害等が発生。	
複合災害	複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。 例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生。	



(モデル計算条件により確率ゼロまたは評価対象外のメッシュは白色表示)

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

出典：全国地震予測地図 2020 版

3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は基本法第17号第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うものとされています。本計画では、国基本計画及び県地域計画を参考にしながら、本町の状況を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

■本計画における「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	
	1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	
	1-3	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-2	消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	
	2-4	被災地における感染症等の大規模発生	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常湯水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
		6-2	農地等の荒廃による被害の拡大
		6-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7	大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	道路啓開 ^(注3) 等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(注3) 緊急車両等の通行のため、早期に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

4 施策分野の設定

本計画では、国基本計画及び県地域計画を参考にしながら、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、効果的に強靭化を推進するため、4つの施策分野を設定します。

- (1) 行政機能／消防／教育／情報通信
- (2) 保健医療・福祉
- (3) 都市・インフラ／環境
- (4) 産業

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策の分析及び評価

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要となる事項について、本町が実施している施策の取組状況などを踏まえ、脆弱性評価を実施しました。評価結果は28ページをご覧ください。

第 5 章

強 鞣 化 の 推 進 方 針

第5章 強靭化の推進方針

1 施策ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに必要となる施策を検討し、施策ごとに施策の推進方針を定めました。なお、それぞれの各分野における施策の推進にあたっては、各関係部局等間の連携・調整を図ります。施策の推進方針は51ページをご覧ください。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靭化を進めるには、大規模災害時において、町民の生命を守るうえでの影響の大きさや令和元年東日本台風時の課題及び現状で優先的に取り組む必要性等を総合的に判断して重点施策を選定しました。

■重点施策

施策分野	施策
行政機能／消防	地域防災力の向上 避難誘導体制の整備 業務継続体制の整備
教育／情報通信	情報の収集・伝達体制の確保 消防力の強化

施策分野	施策
保健医療・福祉	避難行動要支援者対策 感染症対策
都市・インフラ／環境	住宅・建築物の耐震化対策 道路施設等の長寿命化対策 水害予防対策の推進
産業	農業生産基盤の整備

3 重要業績指標（KPI）の設定

計画の進捗管理の観点から、重点施策を中心に施策の進捗率や効果を把握するため、施策分野ごとに重要業績指標（KPI）を設定しました。

重要業績指標記載

重要業績指標記載

第 6 章

計画の推進及び進捗管理

第6章 計画の推進及び進捗管理

1 他の計画等の見直し

本計画は、本町の強靭化の指針となるものであることから、他の計画等については、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討等を行うこととします。

2 進捗管理

本計画の実効性を確保するとともに、PDCAサイクルを確立し、各施策の進捗状況を把握するため、計画の進捗管理を行います。また、国基本計画及び県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靭化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて変更を行うこととします。

資 料 編

脆 弱 性 評 價 結 果

施 策 の 推 進 方 針

脆弱性評価結果

事前に備えるべき
目標 1

**大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限
図られる**

リスク
シナリオ

**1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多
数の死傷者の発生（二次災害を含む）**

【公共施設の長寿命化対策】

- ・行政の中心的拠点である庁舎については、現在の建物となってから47年目（令和3年度現在）となり、老朽化が進行しており、サービス提供の場としての機能はもとより、防災の拠点の機能も重要であることから、適切な庁舎のあり方について調査・研究する必要がある。
- ・公共施設の多くは老朽化が進んでおり、安全で安定した行政サービスを提供し続けるためには、中長期的かつ総合的な観点から公共施設の全体のあり方を検討し、効率的・効果的な管理運営を行っていくための公共施設マネジメントを推進していく必要がある。
- ・築後40年以上経過した校舎が約4割を超える（令和3年度現在）学校施設の老朽化対策が必要である。

【住宅・建築物の耐震化対策】

- ・地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・町営住宅については、「大泉町公営住宅等長寿命化計画」^(注4)に基づき、良質な住宅ストック^(注5)を維持するとともに、耐用年数超過となった住宅の計画的な除却を進める必要がある。

(注4) 町営住宅の状況やニーズ等を踏まえ、住棟毎に改善、修繕等の活用手法を定め、効率的な事業を実施することにより、良質なストックを効率的な長期活用するための方針を定めた計画。

(注5) 既存住宅、住宅の在庫のこと。

【空き家対策】

- ・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理不全な空き家や空き店舗については、関係機関と連携し、適正管理についての指導助言等を行う必要がある。

【市街地整備】

- ・災害発生時に建物の老朽化や狭い道路等により、道路の寸断や火災の延焼拡大等の被害の拡大が懸念されるため、安全な都市基盤を形成する必要がある。

【避難誘導体制の整備】

- ・「総合防災マップ」を活用し、避難所の周知や避難に対する理解促進をさらに進めていく必要がある。
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所について、想定される災害に応じて、指定場所等の見直しを図っていく必要がある。

【地域防災力の向上】

- ・全地域（30自治会）に自主防災組織が設立されているため、「自主防災組織活動ガイドライン」^(注6)の活用や自主防災訓練等により、地域防災力の向上を図る必要がある。

(注6) 自主防災組織の基本的な活動内容についてまとめたもの。

【防災啓発・防災教育の実施】

- ・災害発生時に被害を最小限に抑えるために町主催の防災イベントや自主防災訓練等を通して、町民の防災意識の向上を図る必要がある。
- ・児童、生徒が災害に関する知識を習得できるように適切な防災教育の実施が必要である。

【消防力の強化】

- ・災害発生時に迅速かつ的確に消火、救急救助活動を実施できるよう、消防施設や消防資機材の計画的な更新を含め、万全な管理を図る必要がある。
- ・火災の早期発見等のため住宅用火災警報器の設置を促進しているが、設置率が伸び悩んでいることから更なる普及促進を行う必要がある。
- ・大規模火災時に備えて常備消防と非常備消防との役割・連携関係を構築するとともに、消防団員の確保に努めていく必要がある。

【福祉施設等への支援】

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、福祉施設等へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、福祉施設等への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から福祉施設等と連携を図る必要がある。

【学校・教育施設への支援】

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、学校・教育施設へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、学校・教育施設への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、学校・教育施設と連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から学校・教育施設と連携を図る必要がある。

リスク シナリオ	1 – 2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
【水害予防対策の推進】	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水害リスク低減のため、河川管理者である国、県へ継続的に整備等の要望を行う必要がある。 ・集中豪雨等による農業用施設や道路側溝からの雨水の流出量増大に起因した浸水被害等の解消を図るため、幹線排水路の整備・維持管理の対策を推進する必要がある。 	
【避難誘導体制の整備】（再掲）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「総合防災マップ」を活用し、避難所の周知や避難に対する理解促進をさらに進めていく必要がある。 ・指定緊急避難場所及び指定避難所について、想定される災害に応じて、指定場所等の見直しを図っていく必要がある。 	
【地域防災力の向上】（再掲）	
<ul style="list-style-type: none"> ・全地域（30自治会）に自主防災組織が設立されているため、「自主防災組織活動ガイドライン」の活用や自主防災訓練等により、地域防災力の向上を図る必要がある。 	
【防災啓発・防災教育の実施】（再掲）	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に被害を最小限に抑えるために町主催の防災イベントや自主防災訓練等を通して、市民の防災意識の向上を図る必要がある。 ・児童、生徒が災害に関する知識を習得できるように適切な防災教育の実施が必要である。 	

【福祉施設等への支援】（再掲）

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、福祉施設等へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、福祉施設等への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から福祉施設等と連携を図る必要がある。

【学校・教育施設への支援】（再掲）

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、学校・教育施設へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、学校・教育施設への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、学校・教育施設と連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から学校・教育施設と連携を図る必要がある。

【情報の収集・伝達体制の確保】

- ・災害発生時に国、県及び防災関係機関と迅速かつ的確に情報収集、伝達を行う必要がある。
- ・町民への情報伝達手段として、防災行政無線、安全・安心メール・電話配信サービス、SNS等の情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらを着実に進める必要がある。
- ・災害発生時に町と自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

【避難誘導体制の整備】（再掲）

- ・「総合防災マップ」を活用し、避難所の周知や避難に対する理解促進をさらに進めていく必要がある。
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所について、想定される災害に応じて、指定場所等の見直しを図っていく必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・全地域（30自治会）に自主防災組織が設立されているため、「自主防災組織活動ガイドライン」の活用や自主防災訓練等により、地域防災力の向上を図る必要がある。

【避難行動要支援者対策】

- ・避難時に支援を要する人に適切な支援が提供できるよう、避難行動要支援者名簿への登録を促進する必要がある。
- ・自主防災組織が中心となり、災害発生時に避難行動要支援者^(注7)が迅速に避難できる体制を整備する必要がある。
- ・災害等の緊急情報を伝達する「電話配信サービス」を更に周知する必要がある。

(注7) 自力で避難が難しく、避難行動時、特に支援が必要とされる方。

【福祉施設等への支援】（再掲）

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、福祉施設等へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、福祉施設等への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から福祉施設等と連携を図る必要がある。

【学校・教育施設への支援】（再掲）

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、学校・教育施設へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、学校・教育施設への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、学校・教育施設と連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から学校・教育施設と連携を図る必要がある。

【外国人対応（多言語対応等）】

- ・災害発生時の外国人への情報伝達については、防災行政無線や多文化共生コミュニティセンターホームページ等を活用し、迅速かつ適切な情報伝達に努めているが、更なる情報伝達手段の多様化や多言語化を図っていく必要がある。
- ・災害発生時に外国人の安全を確保するため、外国人の防災意識の向上を図る必要がある。
- ・避難所において外国人への対応・支援ができるように、多言語表示や備蓄食料等の準備をする必要がある。

事前に備えるべき 目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
------------------	---

リスク シナリオ	2 – 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の长期停止
-------------	---

【防災備蓄の充実】

- ・被災者の食料を確保するため、計画的に備蓄を進めているが今後も必要量を確保、維持できるように努める必要がある。
- ・民間事業者等との災害協定締結により、食料や生活必需品、燃料等を確保する必要がある。
- ・家庭での備蓄を最低3日分、推奨7日分としているが、更なる備蓄の周知を図る必要がある。

【上水道施設の整備】

- ・災害発生時に飲料水供給の長期停止を防ぐため、群馬東部水道企業団と連携し、応急給水体制の維持強化を図る必要がある。

【交通ネットワークの強化】

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

【相互応援態勢の整備】

- ・地方公共団体との相互応援協定締結により、災害時は迅速に応援を受けられるように、受援体制の向上を図る必要がある。

【消防力の強化】（再掲）

- ・災害発生時に迅速かつ的確に消火、救急救助活動を実施できるよう、消防施設や消防資機材の計画的な更新を含め、万全な管理を図る必要がある。
- ・火災の早期発見等のため住宅用火災警報器の設置を促進しているが、設置率が伸び悩んでいることから更なる普及促進を行う必要がある。
- ・大規模火災時に備えて常備消防と非常備消防との役割・連携関係を構築するとともに、消防団員の確保に努めていく必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・全地域（30自治会）に自主防災組織が設立されているため、「自主防災組織活動ガイドライン」の活用や自主防災訓練等により、地域防災力の向上を図る必要がある。

【相互応援態勢の整備】（再掲）

- ・地方公共団体との相互応援協定締結により、災害時は迅速に応援を受けられるように、受援体制の向上を図る必要がある。

【エネルギーの確保】

- ・災害発生時に、庁舎や災害対策本部、公用車等の最低限のエネルギーを確保できる体制を整備する必要がある。
- ・救助、救急活動に支障をきたさないよう、民間事業者や関係団体との災害協定締結等の連携を図り、救急・消防車両等の燃料確保に努める必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・避難時に支援を要する人に適切な支援が提供できるよう、避難行動要支援者名簿への登録を促進する必要がある。
- ・自主防災組織が中心となり、災害発生時に避難行動要支援者が迅速に避難できる体制を整備する必要がある。
- ・災害等の緊急情報を伝達する「電話配信サービス」を更に周知する必要がある。

【交通ネットワークの強化】（再掲）

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

【医療関係団体との連携】

- ・災害発生時の医療体制を確保するため、地域における災害医療関係機関等と緊急時における協力体制の充実を図る必要がある。

【福祉施設等への支援】（再掲）

- ・災害発生時に被害を最小限にとどめることができるよう、福祉施設等へ避難確保計画の策定や防災訓練の実施を促す必要がある。また、福祉施設等への建物の耐久性の向上や防災に関連した備品の整備等を促進するため、連携強化を図る必要がある。
- ・災害発生時に備えて、日頃から福祉施設等と連携を図る必要がある。

【交通ネットワークの強化】（再掲）

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

【感染症対策】

- ・避難時の感染症の発生予防や蔓延防止のため、平常時から消毒等を行う体制を構築するとともに感染症予防の徹底を行う必要がある。
- ・大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の確保や埋葬体制を構築する必要がある。

【避難所対策】

- ・避難所で使用するマスク等の衛生用品の備蓄を進めるとともに、企業等との災害協定締結により、更に感染症予防対策の物資を確保する必要がある。

【上水道施設の整備】（再掲）

- ・災害発生時に飲料水供給の長期停止を防ぐため、群馬東部水道企業団と連携し、応急給水体制の維持強化を図る必要がある。

【下水道施設の整備】

- ・災害発生時に下水道の機能停止による公衆衛生問題や下水道施設の破損等を防止するため、耐震化や老朽化対策を図るとともに大泉町公共下水道事業業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを実施し、ハード及びソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

リスク
シナリオ

3－1 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【業務継続体制の整備】

- ・「大泉町業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容等の変更があった場合は計画の見直しを行うとともに、訓練を実施し、業務継続体制を強化する必要がある。
- ・災害発生時に電源確保が困難となることを想定し、住民情報等の業務に必要なデータが消失しないように情報のバックアップを行う必要がある。
- ・災害発生時には、職員が参集できない事態も想定され、災害対応や業務継続に支障が生じる可能性があることから、業務継続体制や業務継続に必要な職員の勤務形態等を検討する必要がある。
- ・災害発生時においても、業務に支障が生じないよう文書の管理・保存方法を検討する必要がある。

【公共施設の長寿命化対策】（再掲）

- ・行政の中心的拠点である庁舎については、現在の建物となってから47年目（令和3年度現在）となり、老朽化が進行しており、サービス提供の場としての機能はもとより、防災の拠点の機能も重要であることから、適切な庁舎のあり方について調査・研究する必要がある。
- ・公共施設の多くは老朽化が進んでおり、安全で安定した行政サービスを提供し続けるためには、中長期的かつ総合的な観点から公共施設の全体のあり方を検討し、効率的・効果的な管理運営を行っていくための公共施設マネジメントを推進していく必要がある。
- ・築後40年以上経過した校舎が約4割を超える（令和3年度現在）学校施設の老朽化対策が必要である。

【相互応援態勢の整備】（再掲）

- ・地方公共団体との相互応援協定締結により、災害時は迅速に応援を受けられるように、受援体制の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき
目標 4

大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスク
シナリオ

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等
による企業活動等の停滞

【企業の事業継続支援】

- ・大泉町商工会等の関係機関と連携し、企業の減災や事業継続に必要な対策を実施するよう、促す必要がある。

【民間事業者への金融支援】

- ・被災した事業者の事業継続や復旧のために必要な資金の調達ができるよう、制度融資等の金融支援を関係機関と連携して行う必要がある。

【交通ネットワークの強化】（再掲）

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

【防災備蓄の充実】（再掲）

- ・被災者の食料を確保するため、計画的に備蓄を進めているが今後も必要量を確保、維持できるように努める必要がある。
- ・民間事業者等との災害協定締結により、食料や生活必需品、燃料等を確保する必要がある。
- ・家庭での備蓄を最低3日分、推奨7日分としているが、更なる備蓄の周知を図る必要がある。

【農業生産基盤の整備】

- ・農業用施設の定期的な点検を実施し、破損等の危険箇所の補修や平常時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- ・農業者の高齢化及び後継者不足により、農業を取り巻く環境は深刻な状況となっているため、次世代の農業の担い手を確保、育成する必要がある。

【交通ネットワークの強化】（再掲）

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

事前に備えるべき
目標 5

大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る

リスク
シナリオ

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【エネルギーの確保】（再掲）

- ・災害発生時に、庁舎や災害対策本部、公用車等の最低限のエネルギーを確保できる体制を整備する必要がある。
- ・救助、救急活動に支障をきたさないよう、民間事業者や関係団体との災害協定締結等の連携を図り、救急・消防車両等の燃料確保に努める必要がある。

【交通ネットワークの強化】(注8)

- ・災害時にエネルギー供給施設が被災した場合の早期復旧や石油、ガスの輸送などを迅速かつ円滑に行えるように災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

(注8) 本施策はエネルギーに関する内容を記載。

リスク
シナリオ

5-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 (異常渴水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む)

【上水道施設の整備】（再掲）

- ・災害発生時に飲料水供給の長期停止を防ぐため、群馬東部水道企業団と連携し、応急給水体制の維持強化を図る必要がある。

【下水道施設の整備】（再掲）

- ・災害発生時に下水道の機能停止による公衆衛生問題や下水道施設の破損等を防止するため、耐震化や老朽化対策を図るとともに大泉町公共下水道事業業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを実施し、ハード及びソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

【道路施設等の長寿命化対策】

- ・災害発生時においても道路及び公園が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う必要がある。
- ・橋梁については、「大泉町橋梁長寿命化修繕計画」^(注9)に基づいて、耐震化及び長寿命化を図る必要がある

（注9）町の管理する橋梁は老朽化することで維持管理費用が今後増加することが予想されるため、限られた財源の中で効率的に橋梁を管理していくための計画。

【交通ネットワークの強化】（再掲）

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

【市街地整備】（再掲）

- ・災害発生時に建物の老朽化や狭い道路等により、道路の寸断や火災の延焼拡大等の被害の拡大が懸念されるため、安全な都市基盤を形成する必要がある。

事前に備えるべき
目標 6

制御不能な二次災害を発生させない

リスク
シナリオ

6-1 有害物質の大規模拡散・流出

【有害物質の拡散・流失防止】

- ・有害物質の拡散、流出による二次災害の発生や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。
- ・水質汚濁等が発生した場合は、県や関係機関と連携し、連絡体制を徹底する必要がある。

リスク
シナリオ

6-2 農地等の荒廃による被害の拡大

【農業生産基盤の整備】（再掲）

- ・農業用施設の定期的な点検を実施し、破損等の危険箇所の補修や平常時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- ・農業者の高齢化及び後継者不足により、農業を取り巻く環境は深刻な状況となっているため、次世代の農業の担い手を確保、育成する必要がある。

【情報の収集・伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害発生時に国、県及び防災関係機関と迅速かつ的確に情報収集、伝達を行う必要がある。
- ・市民への情報伝達手段として、防災行政無線、安全・安心メール・電話配信サービス、SNS 等の情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらを着実に進める必要がある。
- ・災害発生時に町と自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

事前に備えるべき
目標 7

大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速
に再建・回復できる条件を整備する

リスク
シナリオ

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・
復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備・推進】

- ・県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。
- ・多種多様な廃棄物を安全に処理できるよう、環境保全に支障のない一時仮置場の確保を図り、ごみ処理施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

【地籍調査の推進】

- ・被災後の復旧・復興を迅速に実施するため、現地復元性のある地図情報を整備する必要がある。

【交通ネットワークの強化】（再掲）

- ・災害時に救援物資の供給等を迅速かつ円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備や、舗装・橋梁を健全状態に保つ必要がある。

【人材の確保】

- ・災害発生時に専門的な技術者等と連携して速やかに復旧・復興活動を進められるよう、中越大震災ネットワークおぢや等の関係機関との連携や民間事業者等との災害協定締結が必要である。また、技術者の高齢化や担い手不足により、技術継承の阻害が懸念されることから、将来の技術者の育成・確保を図る必要がある。
- ・災害発生後にボランティア活動が円滑に活動できるよう、大泉町社会福祉協議会等の関係機関との連携が必要となる。

【市街地整備】（再掲）

- ・災害発生時に建物の老朽化や狭い道路等により、道路の寸断や火災の延焼拡大等の被害の拡大が懸念されるため、安全な都市基盤を形成する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・全地域（30自治会）に自主防災組織が設立されているため、「自主防災組織活動ガイドライン」の活用や自主防災訓練等により、地域防災力の向上を図る必要がある。

【防犯体制の強化】

- ・災害発生時に空き巣等の治安の悪化の可能性があるため、自治会の自主防犯パトロール活動の取り組みを支援するとともに、大泉警察署と連携し、治安維持を図る必要がある。

【地籍調査の推進】（再掲）

- ・被災後の復旧・復興を迅速に実施するため、現地復元性のある地図情報を整備する必要がある。

施策の推進方針

() 内には、当該施策に関する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の番号を記載しています。

1 行政機能／消防／教育／情報通信

施策	地域防災力の向上 (1-1、1-2、1-3、2-2、7-3)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・ 地域コミュニティにおける防災体制の充実に取り組むため、「自主防災組織活動ガイドライン」を活用した自主防災訓練が行われるよう支援する。・ 地域防災を牽引する人材育成のため、防災士の資格取得を支援するとともに自主防災組織と防災士の連携強化を図る。・ 平時から「総合防災マップ」等を活用した避難所や避難行動に関する防災啓発を行い、防災意識の向上を図る。

施策	避難誘導体制の整備 (1-1、1-2、1-3)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・ 平時から「総合防災マップ」等を活用した避難所や避難行動に関する防災啓発を行い、防災意識の向上を図る。・ 浸水想定区域内、区域外の状況や今後の災害想定の見直し等により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の見直しを検討する。

施策	業務継続体制の整備 （3-1）
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急対策業務や非常時優先業務が継続して実施できるように、必要に応じて、大泉町業務継続計画を見直すとともに非常参集訓練等を実施し業務を確実に遂行できる体制の充実を図る。 ・災害発生時に即座に災害応急活動が実施できるよう、庁舎等の非常用発電やシステムのバックアップ等の防災機能の確保を図る。 ・災害により交通インフラが被災した場合であっても、参集可能な職員数の把握を図るとともに、災害対応に当たる職員の勤務体系について検討する。 ・災害発生時の応急対策業務や非常時優先業務が継続して実施できるよう、優先的に必要となる文書を明確化するとともに、災害発生時に使用可能な場所への管理・保存を図る。

施策	情報の収集・伝達体制の確保 （1-3、6-3）
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集はJ-ALERT^(注10)及び県システム等を適切に維持管理するとともに、県及び前橋地方気象台等と更に連携する。 ・情報伝達は防災行政無線、安全・安心メール、電話配信サービス、自主防災組織への連絡、ホームページ、SNS、レアラート^(注11)、広報車及び緊急速報メール等の多種多様な情報伝達手段・体制を維持するとともに新規の伝達手段を調査・研究する。 ・災害情報の共有を図るため、災害発生時に町から自主防災組織の会長へ連絡する。 <p>(注10) 弹道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、気象警報等の緊急情報を人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、防災行政無線など自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムのこと。</p> <p>(注11) 災害発生時に地方公共団体等が放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤こと。</p>

施策	消防力の強化 (1-1、2-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速かつ的確に消火、救急救助活動を実施できるよう、消防施設や消防資機材の計画的な更新を含め、万全な管理を図る。 ・防火思想の啓発活動を実施するとともに、住宅用火災警報器の普及を促進し、火災の予防を図る。 ・消防団の人材確保を図るとともに常備消防との連携を強化する。また、消防団員の更なる技術、知識の向上を図る。

施策	相互応援態勢の整備 (2-1、2-2、3-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定を締結している地方公共団体と相互応援、広域応援等に関する協定の適切な運用ができるような体制整備を行う。 ・受援計画を策定し、災害時は迅速に応援を受けられるように、受援体制の整備を行う。

施策	防災啓発・防災教育の実施 (1-1、1-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催の防災イベントや自主防災訓練等を通して「自らの命は自らが守る」という自助意識の向上を図る。 ・児童、生徒が災害に関する知識を習得できるように適切な防災教育に取り組む。

施策	公共施設の長寿命化対策 (1-1、3-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の安全確保を重視しつつ、更新（建替え）について検討する。 ・公共施設マネジメントを確実に推進していくため、「大泉町公共施設個別施設計画」^(注12)による修繕・改修工事を着実に実施していく。 ・学校施設の老朽化対策として「大泉町公共施設個別施設計画」、「学校施設の個別施設計画」^(注13)などに基づき、国庫補助を利用した長寿命化改修や大規模改造等の予防保全工事を順次実施する。 <p>(注12) 施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、診断・点検によって施設の現状を把握し、維持管理・更新などに係る対策内容や実施時期を定める計画。</p> <p>(注13) 学校ごとの具体的な対応方針を定めるため、診断・点検によって施設の現状を把握し、維持管理・更新などに係る対策内容や実施時期を定める計画。</p>

施策	防災備蓄の充実 (2-1、4-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定に基づく、食料、飲料水等の物資確保を計画的に行う。 ・民間事業者等との協定締結により、食料、飲料水、生活物資、燃料等を流通備蓄から調達できるように民間事業者等との協定を更に推進する。 ・家庭、事業所に対して備蓄の周知を図る。

施策	避難所対策 (2-4)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町の避難所管理職員、自主防災組織、施設管理者、防災士等を対象に避難所開設訓練を定期的に実施し、早期に避難所開設ができる体制を確保する。 ・優先的に開設する指定避難所で使用する資機材等を的確に維持管理するとともに民間事業者等と災害協定締結を推進し、避難所で使用する資機材や衛生用品等を確保する。

施策	学校・教育施設への支援 (1-1、1-2、1-3)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・教育施設へ避難確保計画の策定や訓練実施を促進する。また、建物の耐震化向上や防災に関連した資機材等の整備を促進する。 ・災害発生時は学校・教育施設へ避難情報や気象情報等の連絡を適宜行い、情報を共有する。

施策	外国人対応（多言語対応等） (1-3)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による情報把握が困難な外国人の不安を解消するため、関係機関や外国人キーパーソン等と連携した情報伝達や通訳などの支援体制の更なる整備を図る。 ・各種イベント等への外国人の参加を促し、日本人と外国人の多文化共生のまちづくりについて理解促進と意識醸成を図るとともに、町主催の防災イベントや自主防災訓練等への参加を通して、平時からの防災意識向上を図る。 ・避難所における外国人への対応として、指さし会話帳やマニュアルを活用できる体制を整える。また、宗教的配慮を要する外国人への食料を備蓄するとともに、礼拝室等の設置を検討する。

施策	エネルギーの確保 (2-2、5-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、庁舎や災害対策本部、公用車等のエネルギーの確保、また、救助・救急活動に支障をきたさないよう、民間事業者や関係団体との災害協定締結等の連携を図り、燃料確保を図る。

施策	人材の確保 (7-2)
推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興活動を円滑に進められるように中越大震災ネットワークおぢや等の関係機関との連携強化を図るとともに民間事業者等と災害協定を締結していく。 ・ボランティア活動が円滑に活動できるよう、平時から大泉町社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化する。

施策	防犯体制の強化 (7-3)
推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、警察等と連携して、防犯について情報発信等を行うことで、防犯意識の向上を図る。 ・平時から、パトロールの実施、防犯カメラや防犯灯の設置等を行い、犯罪の抑止を図る。

2 保健医療・福祉

施策	避難行動要支援者対策 (1-3、2-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・避難時に支援を要する人に対し、避難行動要支援者名簿への登録を促進する。・災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援を自主防災組織が自主防災組織活動ガイドラインをもとに対応できるよう平時より連携し、支援する。・自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携し、「電話配信サービス」の更なる周知を図る。

施策	感染症対策 (2-4)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施や消毒等を行うための体制等を整備する。・避難所で使用するマスク等の衛生用品の備蓄を進めるとともに、企業等と災害協定を締結することで、更なる感染症予防対策の強化を図る。・大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位についても検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。

施策	福祉施設等への支援 (1-1、1-2、1-3、2-3)
推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等へ避難確保計画の策定や訓練実施を促進する。また、建物の耐震化向上や防災に関連した資機材等の整備を促進する。 ・災害発生時は福祉施設等へ避難情報や気象情報等の連絡を適宜行い、情報を共有する。

施策	医療関係団体との連携 (2-3)
推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても医療救護体制を維持できるように平時から医師会を初めとする医療関係団体と連携し情報を共有できる体制を強化する。

3 都市・インフラ／環境

施策	住宅・建築物の耐震化対策 (1-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">「大泉町耐震改修促進計画」^(注14)等に基づき、住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震改修等の補助や町民の防災意識の啓発に取り組む。町営住宅は「大泉町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、維持管理や除却を実施する。 <p>(注14) 本町における建築物の耐震化に努め、地震被害の軽減を図るための計画。</p>

施策	道路施設等の長寿命化対策 (5-4)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">道路及び公園は点検、調査、維持管理等を実施し、橋梁は「大泉町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて耐震化及び長寿命化を図り、安全性の確保に努める。

施策	水害予防対策の推進 (1-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">河川管理者である国、県へ洪水及び浸水等の水害予防策について要望し、ハード及びソフトの両面から対策を進めるとともに、農業用施設や道路側溝からの冠水などの解消のため、定期的に点検、維持補修、改修を図り、浸水被害を抑制し、住民の安全確保に取り組む。

施策	交通ネットワークの強化 (2-1、2-2、2-3、4-1、4-2、5-1、5-4、7-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に救援物資の供給等を迅速かつ確実に行えるよう、適切な道路の維持管理を図るとともに、緊急輸送道路については県等の関係機関と連携を図る。 ・災害発生時に迅速な応急復旧を目指すため、建設業者と更なる連携を図る。

施策	上水道施設の整備 (2-1、2-4、5-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬東部水道企業団と連携し、災害発生時においても安定的な給水を継続することができる体制を整える。

施策	下水道施設の整備 (2-4、5-3)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に下水道の長期にわたる機能停止による公衆衛生問題や下水道施設破損等を防止するため、耐震化を推進するとともに大泉町公共下水道事業業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを実施する。

施策	市街地整備 (1-1、5-4、7-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の寸断や火災の延焼拡大等の被害を軽減させるため、建築物の耐火性能の向上や狭い道路の拡幅等により、災害に強い市街地を目指し、生活環境の向上を図る。

施策	空き家対策 (1-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「大泉町空家等対策計画」^(注15)に基づき、老朽化し危険な空き家の除却を推進する。その他の管理不全な空き家については、関係機関と連携を図りながら適切な指導助言を行う。 ・空き店舗等が放置されることにより、老朽危険空き店舗とならないよう空き店舗の有効活用を促進する。 <p>(注15) 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。</p>

施策	災害廃棄物の処理体制の整備・推進 (7-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に大量に発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速処理するため、災害廃棄物処理に係る事業者との協定締結を進める。また、多種多様な廃棄物を安全に処理できるよう、災害廃棄物の一時仮置場の選定や処理体制の整備を進めるとともに関係機関と更なる連携を図る。

施策	有害物質の拡散・流失防止 (6-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の拡散、流出等による環境への悪影響を防止するため、県や関係機関と連携し、被害の未然防止に努める。

施策	地籍調査の推進 (7-1、7-3)
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 国土調査法^(注16)に基づき地籍調査を推進し、地籍図や地籍簿を整備し土地境界等の明確化を図る。 <p>(注16) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともにあわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的として制定された法律。</p>

4 産業

施策	農業生産基盤の整備 (4-2、6-2)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・老朽化した農業用施設の補修、整備等を行い、適切に維持管理する。・農業者の高齢化及び後継者不足が進行していることから、次世代の担い手を確保していくために、農用地の貸し手と借り手のマッチングを行い、担い手の育成確保を図る。

施策	企業の事業継続支援 (4-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・災害発生時に企業が自主的な防災対策を推進するため、大泉町商工会と連携して、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画^(注17)の策定が図られるように支援する。 <p>(注17) 中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）をまとめた計画。</p>

施策	民間事業者への金融支援 (4-1)
推進方針	<ul style="list-style-type: none">・被災した事業者の事業継続や復旧のために必要な資金の調達ができるよう、制度融資などの金融支援を関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。



大泉町

Oizumi Town